

料（レンタル）を支払う。ファイナンシャル・リースは、所有のリスクと報酬とがその財貨の法的所有者、すなわち、貸貸者からその財貨の使用者、すなわち、貸借者に事実上すべて移転されるという点で識別することができるであろう。そのような取り決めの経済的現実を捉えるためには、法的にはリースの対象となる財貨は貸貸者の財産でありつづけるわけではあるが、少なくとも、リース期間の終了時点（通常、法的所有権が貸借者へ移動する）まで、貸貸者から貸借者へ所有権の移転があったとみなす。貸貸者は貸借者に対する貸付を行なっているように取り扱い、貸借者はそれによって当該設備をファイナンスすることができるものとみなす。そして、貸貸借料は借入金の返済と利払いをカバーするものとして扱う。

6.119. 以上述べたように、オペレーティングリースとファイナンシャル・リースはまったく異なる種類の活動として扱われる。一方は生産過程であるが、他方は貸し手から借り手への資金の融通を行なう方法である。もちろん、リースを取り決める過程において、貸貸者によって何がしかの付随的サービスが提供されるが、このようなサービスの価額は支払われる貸借料の総額に比べると非常に小さい。したがって、オペレーティングリースとファイナンシャル・リースの両者の要素が混在し、そのため分類が困難であるような融資手段が考案される可能性はあるにしても、2つのタイプのリースを区別することは重要である。

7. 保険会社および年金基金を除く金融仲介機関

<序論>

6.120. 本節では保険会社および年金基金を除く金融仲介機関を取り上げる。保険会社と年金基金は次節で扱う。

6.121. 金融仲介機関は、その自己勘定で金融市場で負債を発行し、資金を借入れ、その資金を他の制度単位に様々な条件で貸出す。第IV章において説明したように、それは一方から他方へ資金を融通することによって貸し手と借り手の間を仲介し、その過程でリスクを自ら負担する。金融仲介機関には自らを「銀行」と呼ぶほとんどすべての機関が含まれる。また、小規模な金融仲介に携わる非法人企業も含まれる。こうした非法人企業は一部の開発途上国にお

いては重要である。

6.122. 金融仲介機関の中には、預金を受入れることによってその資金のほとんどを調達するものがあるし、手形、債券あるいはその他の証券を発行することにより資金調達を行なうものもある。こうした金融仲介機関は、貸付や前貸しを行なうことによって、あるいは、手形、債券あるいはその他の証券を購入することによって資金を貸出す。金融仲介機関の金融資産のパターンは負債のパターンとは異なっており、そうすることによって、金融仲介機関は受け入れた資金を借り手の要求により適した形に転換する。貸出す資金に対して金融仲介機関が受け取る収益率は、金融仲介機関が借り入れる資金に対して支払う率よりも高く、金融仲介機関は、このようにして、その費用を支払い、営業余剰を上げるために資金のほとんどを獲得する。多くの金融仲介機関は、それらがその顧客に提供する仲介サービスに対して明示的に料金を課しておらず、したがって、このようなサービスを評価するために使用し得るような販売収入はないが、料金を課そうとする傾向は生じつつあるようである。

6.123. 金融仲介機関は、副次的活動として各種の補助的金融サービスや事業サービスを提供する傾向をも強めている。たとえば、通貨交換や投資、不動産購入、税金についての助言などである。このようなサービスの産出は、他のサービスと同じように、課せられた料金や手数料に基づいて評価される。このようなサービスの生産と消費の測定には特別の概念上あるいは実際上の問題は生じない。ここで解決すべき問題は、明示的な料金がなく、それに対する販売収入もないような金融仲介の産出をどのように評価するか、ということである。このような産出は間接的に評価しなければならないのであるが、その方法は、以下で説明する。

<金融仲介サービスの産出の間接的測定>

6.124. 金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して（そして異なるカテゴリーの借り手や貸し手に対して）異なる利子率を支払ったり、課したりすることによって、明示的に料金を課さないようなサービスを提供することができるものがある。このような金融仲介機関は、そのような機関に貨幣を貸す人々には他の場合よりも低い利子率を支払い、それから貨幣を借りる人々にはより高い利子率を課する。こ

のようにして得られる純利子収入は金融仲介機関の費用を支払うために使われ、さらに、営業余剰を与える。このような利子率の仕組みはサービスの提供に対してその顧客に個々に料金を課すという必要性をなくし、実際に観測されるような利子率のパターンをもたらす。しかし、このような状況の下では、「体系」は、金融仲介機関が明示的に料金を課さないサービスの価額の測定について、間接的な測定方法を用いなければならない。それが間接的に計測される金融仲介サービス（FISM）である。

6. 125. 「体系」において測定されるFISMの総額は、金融仲介機関による受取財産所得総額マイナス支払利子総額として測定される。ただし、前者には、金融仲介機関の自己資金の投資からの受取財産所得は含まれない。このような所得は金融仲介から生じたものではないからである。「体系」において産出の生産が記録されるときは常に、「体系」の別の部分でその産出の使用について明示的に会計的説明が与えられなければならない。そこで、FISMは、次のうちの一つないしそれ以上の用途に処分されたものとして記録する。すなわち、企業による中間消費、家計による最終消費または非居住者への輸出の3つである。
6. 126. したがって、原理的には、FISMの産出総額は、明示的な料金が課されないサービスの様々な受領者ないし利用者に配分されるべきである。しかしながら、FISM産出の利用者別配分に関して、経済的観点から概念的に納得のゆく、しかも必要なデータ入手できる方法を見い出すのはむずかしいかもしれない。したがって、FISM産出の配分方法について、ある程度の柔軟性が許容されなければならない。国によっては、1968年SNAで提案された慣行をそのまま継続し、産出全体を名目産業の中間消費として記録することの方を選ぶかもしれない。この慣行のもとでは、一国経済全体のGDPは、推計されたFISM産出の大きさによらず、一定となる。
6. 127. FISM産出を様々な利用者に配分する場合、取るべきひとつの可能性は、現実の支払利子率・受取利子率と「参照」利子率との差額に基づいて配分することである。必要な情報が利用可能である場合、以下の推計値を計算し、それを用いて産出総額の配分を行なう。
 - (a) 金融仲介機関がその資金を貸出す利用者単位（居住者・非居住者双方がありうる）について、貸付

等に対して実際に課せられた利子と参照利子率が用いられる場合に支払われるはずの額との差額。

(b) 金融仲介機関がその資金を借り入れる利用者単位（居住者・非居住者）について、参照利子率が用いられる場合にそのような人々が受取るはずの利子と実際に彼らが受取った利子との差額。

6. 128. ここで使用される参照利子率は、資金借り入れに伴う純粹費用——すなわち、リスクプレミアムを最大限取り除き、さらに、いかなる仲介サービスをも含まない率——である。参照利子率として選ばれる利子率のタイプは、国ごとに異なるであろうが、インターバンク貸出レートは、利用可能ならば、適切な選択であろう。あるいは、中央銀行貸出レートを用いることもできるであろう。
6. 129. このようなタイプの情報が利用可能でない場合、あるいは、適切でない場合には、FISM産出の総額を別の指標を用いて配分することができる。たとえば、金融仲介機関と各種の利用者グループとの間に存在する金融資産・負債の総額に比例させて配分を実行することができるし、あるいは、その他の適当な金融変数に比例的に配分することもできるであろう。
6. 130. 「体系」全体についてみれば、様々なカテゴリーの利用者について、FISMを配分することは、支払利子のある部分をサービスへの支払いとして再分類することと同じことである。このような再分類を行なうことは、財貨・サービスの一定の集計フロー——産出、中間および最終消費、輸入および輸出——の価額に重大な影響を与え、また、それは特定の産業や部門の付加価値に、さらには、国内総生産（GDP）の総額にも影響を与える。また、第1次所得の分配勘定において記録される利子フローにも影響がある。しかし、金融仲介機関自身をも含めて、関連するすべての単位の貯蓄は影響を受けない。金融勘定も影響を受けない。
6. 131. こうした影響の存在のために、勘定作成者は、勘定統計の利用者に代替的取り扱いの結果についてなんらかの指標を与えるため、追加的情報を提供するのが望ましい。FISMの利用者間配分を実際にに行なう場合、得られたデータを別個に識別し、表章すべきである。逆に、FISMの全額を慣行上名目産業の中間消費に配分する場合、勘定作成者は、FISMを中間消費と最終需要の主要カテゴリーとに配分した補足的推計値を提供すべきであることを勧告する。その際、それが近似に過ぎないもので

あっても、また、集計度がきわめて高いものであってもかまわない。また、そうした配分がGDP、GNIおよびその他の関連集計量へ及ぼす影響についても同様に補足的推計値を提供すべきである。なお、FISMの取り扱いについては、本マニュアルの末尾にある付録IIIがこのテーマについてのもので、そこでずっと詳細に説明されている。

<中央銀行>

6.132. 中央銀行によって提供される金融仲介サービスも他の金融仲介機関のサービスと同じように測定されるべきである。中央銀行が果たす特有の機能のために、その産出価額は使用される資源に比べてしばしば異常に大きなものとなる。中央銀行が行なう金融仲介以外のサービスも、他の金融企業の場合と同じように、課せられた料金あるいは手数料によって評価されるべきである。

<非法人金融仲介機関および貸し金業>

6.133. その活動が中央銀行やその他の公的機関の監督を受けたり、規制を受けたりしないようなものをも含めて、非法人金融仲介機関の産出も法人金融機関の場合と同様に測定される。その自己勘定で負債を負って他に貸出すための資金を集める貸し金業も明らかに金融仲介に携わっている。貸し金業の産出は借入れた資金の貸出から受取る財産所得と借入れた資金に対して支払う利子との差額によって測定されなければならない。大法人の場合と同じように、その自己資金の投資から受取る所得はこの計算からは除かれる。

6.134. 一部の貸し金業はその自己資金のみを貸出している。多くの村の金貸し業者を含めて、このような小規模な貸し金業の活動は、その機能がある制度単位のグループから他のグループへの資金の融通を促進することではないので、金融仲介とはいえない。貸出しそれ自身は生産過程ではないので、自己資金のみを貸出す貸し金業の活動は、生産されたサービスの価額とみなすことはできない。

8. 保険

6.135. 保険の活動は、一定のリスクに晒されている個々の制度単位に、特定された偶発事故の発生の結

果に対する資金的保護を提供しようとするものである。それは、金融仲介の一形態でもあり、実際、保険契約者から資金を集め、金融資産やその他の資産にその資金を投資している。こうした資産は、保険証券に指定された偶発事故の発生から生じる将来の保険金に対応する技術準備金として保有されている。保険には、資金が保険契約者間で再分配されるというかたちで移転が伴っているが、保険企業は、サービスをも生産しており、そのサービスは、保険契約者から直接、間接に支払われている。保険企業と保険契約者との間の取引に含まれている様々な要素を解きほぐし、「体系」に適切にそれを記録することはやさしいことではない。そこで、保険と年金の包括的な説明とその様々な要素の相互作用については、巻末の付録IVで与えることにする。本節の目的は、保険企業によって生産されたサービス産出の計算と評価の方法を説明することである。

6.136. 典型的には、保険企業は、保険が提供しようとする資金的保護や保障を手配することに対して、別建てで料金を課していない。また、もし保険企業が保険契約者その他に明示的な料金を課している場合には、通常通りのサービスに対する支払いとして取り扱えばよい。しかしながら、明示的料金徴収がなされていないサービスに対しては、保険企業が提供しているサービスの価額を間接的に、すなわち、その準備金から生じる所得を含めて、保険企業の受取総額と支払総額とから推計しなければならない。

6.137. 保険企業はいくつかの理由のために技術準備金を積立てる。第一の理由は、保険料が各期間の始めに前もって支払われるために、支払いをもたらす偶発事由が発生する前に、典型的な場合、保険企業は1期間にわたって資金を保有する、ということである。このことは生命保険にも非生命保険にもあてはまる。第二の理由は、偶発事由の発生とその後に行なわれる保険金の支払いとの間に時として重要な時間の遅れがある、ということである。さらに、保険企業は生命保険に関して、「利付き」の生命保険証券に対する準備金を含む保険数理上の準備金のかたちでかなりの額の準備金を保有しなければならない。このような理由で蓄えられる技術準備金は、金融資産あるいは不動産を含む非金融資産に投資される。このような投資によって、財産所得や居住用の建物や非居住用の建物を賃貸することによって得られる純営業余剰のかたちで生じる所得は、保険企業が課す保険料の水準に大きな影響がある。その投資ポー